

平成 2 6 年

全 員 協 議 会 記 録

平成 2 6 年 8 月 2 0 日

和 光 市 議 会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 平成26年8月20日(水曜日)
午前10時00分 開会 午前10時19分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 16名

議 長	菅 原 満 議員	副議長	栗 原 次 男 議員
2 番	金 井 伸 夫 議員	4 番	須 貝 郁 子 議員
5 番	田 上 安 男 議員	6 番	吉 田 武 司 議員
7 番	阿 部 かをる 議員	8 番	村 田 富士子 議員
9 番	佐久間 美代子 議員	10番	吉 田 けさみ 議員
11番	待 鳥 美 光 議員	12番	駒 井 政 公 議員
13番	赤 松 祐 造 議員	14番	猪 原 陽 輔 議員
16番	齊 藤 秀 雄 議員	18番	斉 藤 克 己 議員

◇欠席議員 3番 熊 谷 二 郎 議員

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 野 健 司
企 画 部 長	山 崎 悟	総 務 部 長	橋 本 久
保健福祉部長	東 内 京 一	建 設 部 長	田 中 義 久
企画部次長兼 政策課長	結 城 浩一郎	建 設 部 次 長	中 蔦 裕 猛
秘書広報課長	大 野 久 芳	総 務 課 長	喜 古 隆 広
政策課長補佐	前 島 祐 三	政 策 課 査 統 括 主 査	渡 部 剛

◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	平 川 京 子	主 事	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

第四次総合振興計画基本構想中間見直しの一部前倒しの施策について
その他

午前10時00分 開会

○菅原満議長 おはようございます。ただいまから、全員協議会を開催します。

なお、本日、熊谷二郎議員から欠席届が提出されておりますので報告いたします。

初めに、市長よりあいさつをお願いいたします。

市長。

○松本市長 皆様、こんにちは。議員各位におかれましては、市政運営、各般におきまして、平素より格別の御理解、御配慮を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、先般、議長報告させていただいております、第四次和光市総合振興計画基本構想の中間見直しの一部前倒しの施策について御説明させていただきます。

本来ですと、本見直しにつきましては、来年の平成27年度に実施し、翌平成28年度からの施行ということでございますが、市役所周辺地域の行政機能の充実や住環境の計画的な整備、子ども子育て支援新制度など福祉関係法令の大幅な改正による新たな取り組みが、平成27年度から本格的にスタートすることから、国の制度や方針との整合性を図るため一部前倒しをして修正をするものです。

それでは、修正する施策の内容等につきまして企画部長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○菅原満議長 本日の案件は、第四次総合振興計画基本構想、中間見直しの一部前倒しの施策についてです。資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、山崎企画部長、説明願います。

山崎企画部長。

○山崎企画部長 第四次和光市総合振興計画は、本市が目指す将来都市像「みんなでつくる快適環境都市わこう」を掲げ、平成23年度から10年後の平成32年の和光市の目指す姿を示しており、基本構想では、将来都市像を実現するための取り組みとして基本目標を定め、基本目標の下に基本施策及び施策などの施策体系を構築していますが、社会経済情勢や市民ニーズの様々な変化に柔軟に対応していくため、基本施策及び施策については、5年で見直すこととしております。

したがって、本来ですと平成27年度に見直し作業を行い、翌年の平成28年度から見直し後の基本構想がスタートする予定ですが、5月に議長報告で皆様にお示ししたとおり、一部の施策について、この5年目の見直しを待たずに前倒しをして見直しを行う必要が生じたので、議長報告と重複する部分がございますが、その理由と経緯とともに、修正する内容について説明します。

まず1点目として、市役所、市民文化センター、保健センター、消防署、総合児童センター、広沢小学校及び第二中学校の一部並びに当該区域内の国有地については、現在も用途地域の指定のない市街化調整区域となっており、この地域の課題として、市民ニーズが多様化・高度化

している中で、建築から30年が経過し老朽化している総合児童センターの多機能化への更新や漏水事故により使用できない状況になっているプール棟の再建があり、この課題を解決する手法として民間活力を導入した施設更新が検討されていること、また、国有地については、市が購入し、民設民営による認定こども園の誘致が計画されております。

これらの公共公益施設の整備については、住宅市街地総合整備事業の推進とあわせて、都市計画の変更手続が必要になることから、当市の最上位計画である第四次総合振興計画基本構想に位置づけるものです。

しかしながら、これを通常の間見直しのスキームで実施した場合、平成27年度に中間見直しの作業を行い、平成28年度から見直しを反映した各施策を推進していくこととなるため、都市計画の変更手続に係る期間なども考慮すると、事業の実施が早くても平成29年度以降となってしまうことから、見直しを前倒しする必要が生じたものです。

次に、2点目として、保健福祉政策についてですが、こちらは、平成27年度から制度の大幅な見直しが予定されていることから、個別計画との整合性を図り、施策を制度に合わせたものとするため、中間見直しを前倒しにより実施するものです。

平成26年度に計画を策定するものとして、第4期障害福祉計画、第三次和光市地域福祉計画、長寿あんしんプラン、子ども・子育て新計画が挙げられ、平成27年度に本格的にスタートするものとしては子ども・子育て支援新制度、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援制度などが挙げられます。

それでは、各施策の具体的な修正箇所とその修正内容については、政策課長から説明させます。

○菅原満議長 引き続きまして詳細を、結城政策課長、説明願います。

結城政策課長。

○結城政策課長 それでは、私の方からは、各施策の具体的な修正内容について、順次説明いたします。

それでは初めに、施策4良好な居住環境の形成から説明します。施策4良好な居住環境の形成をごらんください。ここでは、良好な居住環境について触れております。

この施策では、西大和団地の再生に向けた事業支援と市役所周辺の公共公益施設の整備を推進する住宅市街地総合整備事業について取り組み内容②に位置づけております。この住宅市街地総合整備事業については、住宅や公共公益施設等の整備に関する事項になることから、施策4良好な居住環境の形成に追記するものです。

続きまして、福祉施策についての見直しの具体的な内容について説明します。

施策32、34、35については、平成24年8月に制定された、いわゆる子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年に施行されることに伴い、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、現在、和光市子ども・子育て支援事業計画の策定作業が進められているところで

すが、この計画において掲げる基本目標及び基本方針に沿って、課題と取り組み内容の見直しを行っています。

施策 32 多様な保育サービスの推進では、待機児童の解消に向けた取り組みとして、子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備の効果的な推進を追記しています。

施策 34 地域における健やかな子育ての実現では、子育て中の保護者に対して、地域包括ケアシステムの構築による地域における孤立化予防を目的とした取り組みを加えました。

また、施設設備の老朽化による漏水のため、現在まで休館中の総合児童センタープール棟について、和光市総合児童センタープール検討委員会による今後のプールのあり方についての検討がなされ、委員会からの施設を建てかえるという結論を受け、総合児童センタープール棟の民間活力を利用した多機能施設への転換の方向性を示しました。

施策 35 子育て家庭への経済的支援では、現行制度に合わせた文言の修正となります。ここまですが、子ども子育てに関する施策となります。

続いて、高齢者関係の施策ですが、平成 27 年度から施行する第 6 期介護保険事業計画については、これまでの施策の方向性を継承しつつ、地域包括ケアシステムの更なる充実・機能化に加え、日常生活圏域ニーズ調査により把握された、新たな地域課題の解決に向けた重点的な取り組みを定めるため、現在、第 6 期計画の策定作業が進められていることから、施策 37 きめ細やかな介護予防の推進及び施策 38 介護サービスの適正な提供では、地域包括ケアシステムの構築と在宅介護の推進、これらを実現するための取り組みとして、サービス提供基盤の整備と医療連携等、平成 27 年度からの制度改正への対応を念頭に、取り組み内容について加筆修正を行いました。

次に、障害福祉関係では、第四次障害者計画が平成 26 年 3 月に策定され、現在は、平成 27 年度から施行される第 3 期障害福祉計画の策定準備が進められているところであり、これらの計画の目的・趣旨、策定の方向性を踏まえ、各施策の取り組み内容に加筆訂正をしています。

施策 39 チャレンジドが安心できる障害福祉の推進と施策 40 地域で支え合う福祉の推進において、他の施策と同様、地域包括ケアシステムの構築と個別ケアマネジメントの充実を念頭に、地域における支援拠点の整備を加えました。

また、生活困窮者関係では、生活困窮者自立支援法の施行により、総合相談、就労支援及び学習支援等の事業を積極的に展開していくため、施策 41 低所得者の生活の安定と自立への支援については、生活困窮者自立支援制度の趣旨を踏まえ、生活困窮者が困窮状態から自立した生活へと早期に移行することができるよう、相談・支援体制の充実と、法の趣旨に基づく生活保護制度の適正な運用を加筆修正しました。最後に、母子保健関係では、妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援を行う、妊娠・出産包括支援事業となる和光版ネウボラを、平成 27 年度から施行される子ども・子育て支援新制度における妊娠期からの子育て支援事業として実施することから、施策 42 健康な次世代を育む母子保健の推進では、取り組み内容に和光版ネウボラの具体的な取り組みとなる母子保健コーディネーターの配置と、事業の方向性を追記し

ています。

以上で、福祉施策についての説明は終わりましたので、全ての施策についての説明は終わります。以上で、施策の説明は終了となります。

また、この見直しにつきましては、第四次総合振興計画審議会に諮問しており、先日審議いただき、本日の午後、答申を受ける予定となっております。答申の内容につきましては、関係部局と十分調整を図りながら、パブリックコメントの実施までに必要な修正を施し公表いたしますので、御承知くださいますようお願いいたします。

○菅原満議長 以上で説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

吉田けさみ議員。

○吉田けさみ議員 西大和団地を取り巻く住環境の関係では、6月議会での一般質問で、第四次総合振興計画基本構想との整合性がないのではないかと指摘をさせていただいてきておりますけれども、先ほどの説明の中で、市民ニーズの変化や社会経済の変化、それから公的な対応等さまざまな理由があって、前倒しをせざるを得ないということでの今日の御説明になっていると思うんですよね。今回第四次総では、前期基本計画と後期基本計画の2つに分けたのですけれども、改めてこれだけ状況が変化すること考えると、もしかしたら前期、中期、後期のやり方がふさわしかったのかなという思いで、説明を聞いておりました。これからも平成32年までの間にさまざまな社会情勢の変化があることを考えると、審議会を開くというような現在のやり方で、変更していくんだということは起こりうると思うんですけども、その辺について基本的な市長のお考えを確認させていただければと思うんですけれども。

○菅原満議長 松本市長。

○松本市長 確かにまず大前提として、総合振興計画のあり方として、従前は10年で5年、5年というのが非常にポピュラーな形でしたが、例えば4年、4年で8年とかいろいろな類型が出てきております。いずれにしても10年で5年、5年ということで、今回の第四次では行わせていただいておりますが、今後もいろんな社会情勢の変化が起きる中では、前期5年、後期5年と、3年スパンの実施計画の組み合わせ以外にも、前倒しというケースは今後出てくるように思います。ですから、後期の計画を作って、その後また世の中の状況が大きく変わる際には、例えば計画の7年目にちょっと前倒しをいくつか行わせてくださいと。そういうようなことがあるという前提のもとで、今回の修正をさせていただければと思っております。

○菅原満議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

以上にて、質疑を終結します。

本日の協議はこれにて終了しました。

なお、記録につきましては、正副議長に一任願います。

全員協議会を閉会します。

午前10時19分 閉会

議 長 菅 原 満

副 議 長 栗 原 次 男